

対 照 表

新

旧

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）
（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を經由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を經由して行うことができる。

(1) 法第94条第1項の規定による免許の取消しの申請若しくは同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請 土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

(2) 略

2・3 略

（運転者の遵守事項）

第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 普通自動二輪車（原動機の大さが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項第4号の規定による許可を受けて実施する搭乗型移動支援ロボットの公道実証事業に係る公道実証実験事業において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記

高知県道路交通法施行細則（抜粋）
（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を經由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を經由して行うことができる。

(1) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出 土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

(2) 略

2・3 略

（運転者の遵守事項）

第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 普通自動二輪車（原動機の大さが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（構造改車特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による構造改車特別区域計画に係る内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けて実施する搭乗型移動支援ロボットの公道実証事業に係る公道実証実験事業において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転すると

載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

(14) 略

きは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

(14) 略